

日本史「中世」の形成

坂本 賞三

はじめに

現在私たちが一般に使っている日本史時代区分（古代—中世—近世—近代）の原型となるものがはじめて提起されたのは一九〇三年（明治三六）に出版された内田銀蔵『日本近世史』（第一巻上冊一）の中においてであること、そして同書は右記のものが出版されただけであとは出版されることなく中絶し、結局同書は未完のまま終わったことは拙稿¹で述べたとおりである。以下本稿では内田が同書の中ではじめて提起していた新しい日本史時代区分の原型を「原型」と記すことをことわっておく。では内田が提起した「原型」が掲載されていた『日本近世史』が第一巻のはじめだけで結局中絶してしまったのなら、そこに記されていた「原型」がどのようにして現在の姿にまでなったのだろうか。そして現行の日本史時代区分の原型が内田の『日本近世史』の中で提起されたものであるという事実さえ、現在ほとんど忘却されてしまっているといっても過言ではないのは、いったいどういうことなのであろうか。

この問題に対しては、内田が一九〇三年に提起した「原型」の内容を検討し、その「原型」がどのようにして受けとめられて現在に至ったのかをたしかめるしかないであろう。そしてその過程で、日本史「中世」が定着し展開していったことが明らかになるのである。

内田が提起した「原型」については註（1）拙稿を参照していただくとして、その要旨は次のごとくである。内田は西欧史学時代区分三分法（antiquity' middleage' modernage）を日本史に適用しようとして、西洋史モダンエイジに相当するものに日本史の江戸時代をあててこれを適用の基点とし、江戸時代を日本史のモダンエイジ（和訳語「近世」とした）のである。そして江戸時代より前の時代（「近古」とよばれていたもの）を西欧史ミドルエイジに相当するものとして、これにミドルエイジの和訳語「中世」をそのままちこんで（「近古」とよばれていた時代を）「中世」と命名した。さらにその「中世」より前を一括して「古代」と命名し、西欧史学三分法に対応した日本史三分法を提起したのであった。

この内田の「原型」の名称について

「近世」は西欧史モダンエイジの和訳語なのであって、明治初年から使われはじめていた江戸時代の別称「近世」ではないことに注意しなければならぬ（それは『日本近世史』の「緒言」の冒頭の文を見れば明らかであることを註（1）拙稿で述べた）。

「中世」が日本史の時代区分名称として使われたのはこの内田の「原型」がはじめてである。それまで文献上に「中世」がみえたのは、次の二つの場合であった。（一）「中古」（十二世紀初頭から江戸時代

に入ったころまでは延喜以降の時代を意味していたが、江戸時代に入ってからあと律令国家ができた以後を意味するようになった）を「なかつよ」とよむことがあったのでそれを「中世」と記すことがよくあった。(二) 特定主題の歴史変化時期を「中世」と記したもので、この用法ではその主題ごとに変化時期が異なるから、「中世」といつてもその時期は主題によって異なる。詳細はこの特定主題による用語を説明した拙稿³を参照していただきたい。だからそれまで文献上に日本史について記された「中世」はすべて右の二つの用法のいずれかであつて、時代区分名称として使われるようになったのは内田の「原型」がはじめてである。ただし外国については時代区分名として「中世」が使われていた。

「古代」についてもそれまで日本史の時代区分として使われたことは、明治に入る前まではなかった（外国の場合には時代区分名称として「古代」が使われていたが）。ただ文人趣味で「古代」が使われた事例はあるが、そのようなものはいま問題にならない。明治になって学界で「古代」という時代区分用語を使ったことについては拙稿³を参照していただきたいが、それは内田が「原型」で「中世」より前をすべて一括して「古代」としたのとは全く異なるものであつた。

さてこの「原型」提起が記されている『日本近世史』は第一巻が刊行されただけであとは中絶してしまつた。そして内田がこの「原型」で西欧史学三分法を日本史に適用する基点とされた江戸時代を西欧史のモダンエイジに比定するということは、その後学界や世間で受け容れられた形跡が全くみられなかつた。にもかかわらず何故にこの内田の「原型」がその後学界や世間で発展し現在の姿にまでなつたのだろうか。

この問題を解くためには、内田が提起した「原型」の時代区分用語がどのように学界で受容されたかをみていくしかないであろう。ただし

「近世」は除外する。このころ「近世」にはいくつかの用法があり、中でも江戸時代の別称としての「近世」が明治初期以来さかんに使われてきていたので、「原型」の「近世」と区別し難かつたからである。また「古代」についても、前述したように明治になって学界で独自に「古代」という時代区分名称を使ったことがあり、それとは区別しなければならぬし、またただ「昔の」というだけの意味で「古代」ということがあつたので、それと時代区分用語としての「古代」は区別しなければならぬ。

こうしてみると内田の「原型」が受容されたかどうかを確かめるためには、日本史時代区分としての「中世」が使われたかどうかを調べていくのがよいことがわかる。古くから文献上にみられていた前述の二つの「中世」は識別しやすく、しかも日本史時代区分名称としての「中世」は内田がはじめて提起したものであつたから、内田の「原型」が受容されたことを示すものとして最適であるといえよう。

さてこれから一九〇三年（明治三六）から後の「中世」の用例を検討するのだが、まず最初にことわっておかなくてはならないことがある。それは、明治三十八年十二月の序を記す原勝郎『日本中世史』は除外するということである。同書は「日本中世史」を称した最初の著書とされてきたが、同書は三年前に内田が提起した「原型」の構想に基づいてその「中世」史を原が執筆したものである。だから同書は『日本中世史』と題しながら、その「中世」の時代範囲を全く記さず（同書の中に記された「中世」は序に三個みえるがすべて特定主題の歴史変化時期をいうものであつて、日本史時代区分ではない⁴）、内田が『日本近世史』を中絶すると、それに従つて原の同書も中絶したのである。もちろん内田の「原型」の「中世」という枠内においては原独自の構想で執筆されたのであるが、それが内田の「原型」のもとでなされたものであつたから

内田が中絶すると原も中絶しなければならなかったのである。でなければ原が同書を中絶しなければならなかった理由がどこにあったというのであろうか。

では他にそのころ内田の「原型」の「中世」を受容した事例があったのだろうか。存在した。それは内田が三年間の欧州留学を終えて帰国した一九〇六年（明治三九）に発表された中田薫の「王朝時代の庄園に関する研究」の第三章第二節三に「我中世の恩給」と記されており、この「中世」は第二節冒頭の「鎌倉室町時代に行はれたる我恩給なる制度」と同じだから、内田の「原型」の新名称「中世」であることは明らかである。

ではここで中田薫『法制史論集』（岩波書店）所収論文で「中世」がみえるものを年代順にみていこう。

まず（1）「古代亜細亞諸邦に行はれたる神判」（明治三七年 『論集』三之下）で、支那・朝鮮では神判制度が見出されないのに対して日本では太古に行われ、その後千余年全く中絶していたが、足利時代に至って現われ、戦国時代にいよいよ盛んになった。そのことを次のように記している。

「我中世の神判も、亦同様にして、広き意義に於て宣誓の一種なり」（九三一頁）

「我中世に行はれたる神判方法は四種あり」（九三一頁）

「此等中世の神判方法は古くより欧人の知る所となれり」（九三二頁）

これら三個の「中世」ははたして「原型」の中世であろうか。上記のように日本では太古に行われていたのだが、千余年も中絶していたのが足利時代に再び現れたというのである。このことを「我中世」「中世」と記しているのは、まさに特定主題の歴史変化時期を示す用法ではないか。

足利時代は「原型」の「中世」に当るといわれるかもしれないが、ことさらに「我中世の神判」といったのは千余年も中絶後に日本に再び現れた神判という意味だったと考えられる。だからこの「中世」は「原型」のものではないと私は考える。

次が前記の（2）「王朝時代の庄園に関する研究」（明治三九年 『論集』二）の中で一個所だけ使われた「中世」である。同論文は日本荘園研究史上に本格的論文として最初のものであり、後に中田の他の荘園関係論文と合わせて『庄園の研究』（彰考書院 一九四八年）の中核となった。なお明治のころには「王朝時代」——「鎌倉時代」——「室町時代」……がよく使われ、「王朝時代」は大化改新以後平安末までをいう。この中で、一個所だけ鎌倉・室町時代を「中世」としたのはまだためらいがあったのかもしれない。

しかし中田は同論文の冒頭で「日本法制史を研究するに当て、吾輩が常に奇異に感ずる所のものは、我固有法（律令法に代って発達したる）の「システム」や法理が、（中略）不思議にも欧州フランク時代の法制と酷似する点多きこと是なり」と記し、かなりの紙数をこのことにあてたのであった。そしてこの論文が国家学会雑誌に連載されているのと時を同じくして次の論文が発表されていた。

（3）「コムメンダチオと名簿捧呈の式」（明治三九年 『論集』二）

が法学協会雑誌に掲載され、その中で「歐洲の封建制度が、土地恩給制と家人制との、結合に依て成立したるが如く、我日本の封建制も亦、不思議にも其源を、此兩種の制度に発したるものなり」（九三三頁）と記し、さらに「恩給及び奉公のことに就ては、余が目下国家学会雑誌に連載せる庄園に関する論文」で詳説する、と記しているのだから、（2）と（3）の両論文は密接な関係にあることがわかる。なお（3）論文では、「中世」は使われていないのだが、（2）論文と一体ということここに掲げた。

(4) 「知行論」(明治四〇年 『論集』二)も前述の『庄園の研究』に収められたものであるが、ここでは「我が中世の不動産に関する法制中」(二九六頁)、「我が中世に於ける知行の保護は」(三一六頁)と記されており、まちがいなく「原型」の「中世」である。

大正に入ると、(5)「中世の財産相続法」(大正五年 『論集』一)では論文題名に「中世」が使われ、本文の冒頭では「我が中世(鎌倉以後江戸以前)の相続法は」と記してこの「中世」の時代範囲を説明している。同論文で多く使われている「中世」の中には「中世法」というのもいくつか見出される。

その翌年には(6)「日本中世の不動産質」(大正六年 『論集』二)が出され、巻頭で「質なる語は我中世(鎌倉以後徳川以前)に於ては」と記している。

なお初出の注記がないので発表時期は不明だが(7)「養老律令前後の継嗣法」(『論集』一)の冒頭に、「自分の平生の持論は、我中世(鎌倉以降徳川以前)に於ける家督相続法は」とあり、おそらく上記(5)・(6)論文と同じころ(大正五・六年ごろ)のものと思われる。

(8)「中世の家督相続法」(大正七年 『論集』一)では、論文題名に「中世」が使われているのに巻頭の文は「我中世に於て」と記され、もはや「中世」の時代範囲の説明は加えられていない。

中田薫が内田の「原型」の「中世」をいち早く受容したのは、けつして内田のモダンエイジを江戸時代に比定する構想に賛同したからではなかった。中田が賛同したのは福田徳三・ブレントラーノの日欧封建制共通論であった。このことはすでに石井進が指摘しているので³⁾、説明する必要はない。上記の(2)と(3)はそのことを明らかに示している。中田はこ

の封建制共通論に立って日本封建制の研究を進める必要上、西欧史ミドルエイジに相当する日本史の時代を定めるために、内田の「原型」の「中世」を利用したのであって、「中世」を基点として内田の「原型」三分法を使ったのである。だから形は内田の「原型」と同じであっても、基点は西洋史ミドルエイジと日本史「中世」に置かれているのだから、基点を西欧史モダンエイジと江戸時代に置いた内田のものとは別物なのであった。中田たち新進研究者はこの日本「中世」の封建制・荘園制研究を開拓しはじめ、やがて日本中世史関係の体系的諸研究が構築されるに至り、さらに日本中世の後と前の時代の体系的研究が構築されていく先駆けとなったのであった。

二

前節で見たように中田薫は明治末から大正初期にかけて日本史における「中世」という時代の制度や荘園の研究を開始したのであるが、しかしそのころ日本史の「中世」ということはなかなか学界や世間で定着するまでには至らなかった。後で取りあげる一九二六年(大正一五)に刊行された平泉澄の著書の冒頭で「中世なる名称は、我が国に於いては未だ十分熟してゐない」と記されていたのであって、中田が「中世」を論文題名に使いはじめてから約十年経っても、「未だ十分熟してゐない」といわれる状態であった。

中田とならんで福田徳三の日欧封建制共通論に賛同したとされる三浦周行の『法制史の研究』(一九一九年)、『統法制史の研究』(一九二五年)に収められた諸論文には日本史の「中世」は使われていない。ほとんどが鎌倉

時代などであって、「古代」「上古」「中古」「近世」「近代」のほか「武家時代」が僅かにみえるだけであった。ところが一九二五年(大正一四)に刊行された『統法制史の研究』の巻頭の総目次が「古代」・「中世」・「近世」で区分されているのであった。これが両書を通じて唯一の「原型」時代区分なのであった。

その三浦の門下の牧健二は一九二九年(昭和四)の『日本法制史論 朝廷法時代上巻』で、(A) 朝廷法時代(氏族不文法時代—律令格式法時代—公家法成立時代)、(B) 武家法時代(初期武家法—大名領地法—武家法完成)、(C) 立憲法時代(立憲法準備時代—立憲法成立時代)としたが、その四年後の一九三三年(昭和八)の『日本法制史』では、「法制史を一般文化史との関係に於いて観察し、余り多く法律制度に捉はれざるやう警戒すべき」として、上古(国初より大化改新までの不文法時代)、中古(大化元年以後の支那法継受の時代)、中世(文治元年守護地頭補任勅許の年以後の武家法の時代)、近世(慶長八年徳川家康將軍宣下の年以後の武家法の時代)、現代(明治元年以後の現代法の時代)と区分している。

さて一九二六年(大正一五)に刊行された平泉澄『中世に於ける精神生活』は「中世」を書名に使ったものだが、同書の冒頭で「中世なる名称は、我が国に於いては未だ十分熟してゐない」と記し、「従来一般に用ひられ來つた時代区画は専ら政權の推移を標準としたもの」だが、精神生活・經濟生活など国民生活全般の文化發展を考える上ではそのような時代区分ではこまるので、平泉はここで、推古朝以前を「古代」、推古朝から飛鳥—奈良—平安を通じて「上代」、保元以降足利幕府が倒壊して織田信長が覇者となつた天正元年までを「中世」、以後安土・桃山・江戸の三期を「近世」、大政奉還以後を「最近世」或は「現代」とよぶ、とした。そして「上代より

中世を導き出す奥底の動力、中世が上代と相違する根本の事実」とは「武士武門の興起である」とし、「上代は公家の世界であり、而して中世は武門の天下」であるとして、「道徳、宗教、美術、文学、科学等の精神生活」の面から論じたのが本書なのであった。すなわちただ政權の興亡ではなく時代として把握する第一歩として「中世」の精神生活をとりあげたのである。⁵⁾

それから約十年後に『世界歴史大系』(平凡社 二十六卷)の日本史の「日本中世史」を担当した秋山謙蔵は序論のはじめで「日本中世史研究の回顧と展望」を二十五頁記したが、その終わりで「明治・大正の歴史学界が持った長所と短所」の「長所とは、史実の周到なる検討による事実の鮮明であり、短所とは、その為に生ずる歴史の全体的連繫との遊離である」と記し、「本書の如き『日本中世史』を発表するのも、この長を採り、短を補ふ意味を有するからである」としており、このあと同書には近世に至るまでの莊園史記述として最初のものなど、いくつか先駆的記述が収められている。この『世界史大系』の日本史が第一篇(上古史・中古史)・第二篇(中世史)・第三篇(近世史・最近世史)と区分されているのが、前掲牧健二『日本法制史』とほとんど同じであったのは興味深い。

「原型」の「古代」は、内田が西欧史学三分法に合わせるために「近世」—「中世」の前を一括して「古代」とし、「古代」とした理由など全く記さなかつたものであった。ただ教を合わせるためとしか考えられないものである。そして内田自身不便を感じていて、「上古」や「中古」を使っていたことは拙稿⁶⁾で述べた。だから「原型」の「古代」が学界や世間で使われたかどうかを特にとりあげてもさしたる意味をもたないといつても過言ではないだろうと、私は思う。

一九三九年（昭和一四）の今井登志喜「西洋史学の本邦史学に与へたる影響」の中に次のような文がある。

明治三十六年の内田銀蔵博士の日本近世史と明治三十九年の原勝郎博士の日本中世史とが、西洋史的根拠に基づく時代区分を施し、それが其後多くの学者に採用されて居るが如き、歴史記述に於ける西洋史学の影響の次第に深まった一例として挙げられる。

このように一九三九年には日本史で「中世」が「多くの学者に採用されて居る」ようになっていたのであった。

なおここで一言しておかなければならないのは内藤湖南が内田の「原型」をそのまま使ったことについてである。湖南は一九〇六年（明治三九）に「中世態」(『内藤湖南全集』筑摩書房 卷二三 四九七頁)、一九〇七年に「鎌倉中世に及び」(『全集』卷一三 五〇〇頁)と記している。前述の中田薫が新たに「中世」を使いはじめたのと全く同じころなのである。これは特定主題の用法とは考えられず、また福田の封建制論とは全く無関係だから(次述の内藤「支那論」に明らか)、中田薫の「中世」と同じとはとても考えられない。湖南は一九一四年(大正三)に「支那論」(『全集』卷五)で、内田銀蔵が『日本近世史』に記した「原型」そのままの「近世」概念を記し「日本でも若し同様に区画する時には、其の意味を以て区画するのが穩当であることは、有力なる歴史家の主張となつて居る」と記している。「有力な歴史家」が内田銀蔵であることはいうまでもない。湖南は内田銀蔵が他界したとき追悼文を記しており(『全集』卷六)、内田より

年上であつたが内田の研究にかねてから関心をもっていたようで、内田の『日本近世史』が出版されるとすぐにこれに従つたものと考えられる。だから中田薫たちの構想した「中世」とは質的に異なるものだが、外見上は同じだったので、新しい日本史三分法の普及定着にそれなりに資することがあつたのかも知れない。

家永三郎は『日本近代史学の成立』¹⁰⁾の中で次のように記している。

アカデミズム史学によつて、日本の史学界は、史料の蒐集や批判の技術的方法を体得することができたのであつたが、かんじんの日本歴史の生命を把握するという大切な仕事は、思想的真空に陥いつたアカデミズム実証主義の手ではついになしとげられなかつた。最も大切なその仕事は、むしろ正統的国史学の外側にいる学徒の手で着手されたことを注意しなければならないのである。

その一つとして、法制史・経済史等の特殊部門の史的研究が、その基礎学である諸科学の興隆に伴つて活発となつたことが挙げられよう。例えば、法制史における中田薫の業績のごときは、豊富な史料の基礎と東洋西洋にわたる世界的な視野とを縦横に駆使し、法制という角度からではあるが、日本歴史の一側面に深い洞察のこもつた研究を遂行し、これによつて日本史学の体系的認識の構成のために重要な寄与を加えたのである。かれが、フランスの Pugeat と日本の「総領」との同種の制度なるを立証し、また日本の「知行」がドイツ固有法の Gewere と根本観念を一にするものなることを明らかにしたごときは、世界各国の法制史に精通すると同時に、日本のそれについて深い蘊蓄を有する中田の該博な学殖をまたずしてはなされなかつたところであるが、これによつて日本の歴史が世界的な位置づけを与えられる端緒が開かれたわけであつて、その史学史的意義ははかりがたいものがあつた、

としなければなるまい。

と記し、続いて三浦周行、日本経済史の内田銀蔵・福田徳三の業績を評価している。

中田薫の研究が「日本史学の体系的認識の構成のために重要な寄与」をなしたことは、このあと諸分野で体系的研究が起こってくるさきかげとなつたことから明らかであろう。中田のあと東京帝大では同じく法学部の石井良助、続いて文学部国史研究室から荘園史の竹内理三、幕府研究の佐藤進一が出て、日本中世史の体系的研究の礎を築いていった。そしてこの体系的研究が多くの生産的な研究を生み出していったことについては、関幸彦『武士の誕生』¹⁾の終章「武士の発見」で西欧中世に通じる日本中世という問題の展開をとりあげているので参照されたい。

三

以上みてきたように、日本史「中世」ができたのは、日本と西欧とに共通して封建制が存在したということから、中田が「原型」の「中世」を利用しこれを基点として「原型」の形をそのまま使いはじめたことにはじまったのであった。ではこのようにしてできた日本「中世」史研究では、西欧史ミドルエイジをモデルとしてモダンエイジに変わっていく過程を学ぼうとしたのであるうか。中田以後の日本中世史の研究をみてももっぱら日本内部の研究が進められていて、西欧封建制の動きに目を向けてはいないようであった。西洋史研究者から西欧封建制と日本封建制との相違が指摘されたことは周知のとおりだが、その相違が日本中世史の動向そのものに影響を与えたわけではなかった。

では日本と西欧とに封建制が存在するということから出発した日本「中

世」とは何だったのか。それは西欧と日本に共通する封建制の基盤として組織的な農業社会の存在があることが指摘されているように²⁾、歴史的な体質とでもいうものであって、日本と西欧とで封建制の相違点は数多く指摘されていても、両者に封建制が存在したということそのものにあるのであった。そのことはアジア諸国の歴史の比較によっても明らかなのであって、福沢諭吉が『文明論の概略』で記した支那の独裁政治に対して日本での至尊(天皇)と至強(武家)とが分かれたことを論じたのは、封建制とはいっていないが歴史的体質とでもいうものを指摘したものであった。

では封建制の存在ということから日本中世ができたのであれば、その封建制の終末、次の体制への画期までが「中世」であるべきではないか。そのとおりであろうが、中田が「中世」と称しはじめたとき、日本封建制がどれだけ理解されていたか。中田からようやく日本封建制や荘園制の研究が緒についたばかりであった。だから研究が進むにつれて、中田(実質的には内田の「原型」)が定めた時代範囲について問題が生じてきたのは当然のことであった。前述したように「中世」の前を一括して「古代」としたのだから、この区分に問題が生じたのは当然として、「近世」ももともと江戸時代という「近世」をそのまま内田が西欧史モダンエイジの和訳語「近世」にすりかえて「原型」にしてしまったことに発したものであった。(内田のころの「近世」という用語が全く異つた数種の意味で使われていたことは補論で述べる)。

「中世」といっても、封建制の研究が進展してきた戦前や戦後しばらくの間は日本史の通史を編集する際に研究がおこなわれていた中世後期をどうするか頭を悩まさなければならなかつた状態であった。「近世」との関係はやはり「中世」研究の側からも積極的に取り組んでいかなければならないも

のがあったのだが、戦前にはその余裕がなかったであろう。

また昭和のはじめごろから研究が進められてきた唯物史観の発展段階論は、戦後に学界を風靡するに至り、日本史の時代区分も発展段階論で組み立てるべきと主張されたが、このことが時代を構造的に、また時代から時代への変化の動因を考える上で大きな貢献をしたことは認めなければならぬ。そのころ“制度屋”と言われた私がいまこのように記すと苦笑する向きもおられるだろうが、“制度屋”だからこそ今いえるのである。

封建制や「近世」との関係などは今後然るべき方々がとりあげるであろう問題であるが、一九六七年（昭和四二）に他界した中田は、自分が開拓しはじめた日本「中世」の時代区分の現状をどのように見ていただろうか———と思いつながら本稿をおえることにする。

「補論」明治末・大正初年の「近世」の用法をめぐって

明治年間の西欧史モダンエイジの和訳語としては、「近代」ではなく「近世」が正式用語であったことを紹介し、その「近世」という時代区分がある程度定着したあと、大正時代以降、「近代」という和訳語が広く使われるようになった、ということを紹介したのは柳父章の小論文で、翌年柳父『翻訳語成立事情』（岩波新書 一九八二年）に収録された。同論文は翻訳語の成立という問題から論述されたものであったため、日本史時代区分用語の歴史について重要なことを指摘していたにもかかわらず、ながい間注目されなかったのであった。いま日本史時代区分の観点から要約すれば次のごとくである。

(ア) 西洋史時代区分用語 *modern age* の正式な和訳語は「近世」であった。

(イ) 明治末年ごろ文芸の分野で「近代」ということは「言い知れぬ深い意味を漠然と感じ、あるいはカッコいい魅力を感じ」るものとしてさかんに使われ、やがてそれが一般の人々にもかなり普及していった。

(ウ) 発行部数の多い著名な辞書に *modern* などの和訳語として「近代」が登場するのは大正以降のようである。「近代」という和訳語は、「近世」という時代区分用語がある程度定着して後、広く使われるようになったのである。

以上はできるだけ原文に即するように要約したのだが、少し説明を加えるならば次のごとくである。(ア) 幕末・明治にかけて西欧史学が日本に紹介されてそれを和訳するとき、西欧史モダンエイジを「近代」と和訳することはできなかった。日本ではふるくから「近代」という語が使われてきていたが、それはただ“今ごろの”というだけの意味にすぎず、上限が定まった時代という語ではなかった。いつぼう「近世」という語は上限が定まって現在までをいう語として戦国時代から使いはじめてきたので（本文註（一）拙稿）、上限が定まった時代の和訳語としては「近世」しかなかったのであった。(イ) は文学史ではいわれていたことだが、「近代」が西洋風なモダンなどという意味で、その裏には江戸時代とは一線を画する意識があったわけである。

さてここで、明治年間に新たにおこった面倒な問題として、「近世」という用語に全く異なる意味が次々に加えられてきて、混乱を生じかねない状態になってきたことをみておかななくてはならない。

(a) 幕末から明治にかけて欧米文化が紹介されてきた中でモダンエイジの和訳語が「近世」とされたこと。これは右に述べた。

(b) 明治に入ってから、世間の人々の間で、過ぎ去った江戸時代を何とかよぶかが問題となり、まもなくそれが「近世」とされた。このことは黒板勝美『更訂国史の研究 総説』(岩波書店 一九三一年) 第三章の国史関係主要出版物年表の明治六年から江戸時代を「近世」と称した書名が次々に現れはじめることから明らかである。

(c) 明治も二十世紀を迎えたばかりのころ、内田銀蔵が西欧史時代区分三分法をモデルとして日本史に適用し、「近世」―「中世」―「古代」を提唱した。この「近世」は日本史時代区分体系用語としてのものであるから、(a)とも(b)とも区別されるものである。

このように明治も二十世紀に入ったばかりのころには「近世」にこれら三つの異なった用法が重複していて、読者はそれを自分で判断しなければならないのだが、はたして正確に読みとっていただろうか。

一九〇三年(明治三六)に出版されて中絶した内田銀蔵『日本近世史』の書名「近世」は実は(a)の意味だったが⁽¹³⁾、現在これを(a)の意味と解しているのが明らかなものはごく僅かであって、多くは(b)の意味に解しているようである。

明治末年にはこの「近世」の異なる用法をなんとかしなければならぬと考えはじめていたようである。

ところが内田銀蔵が他界する前年の一九一八年(大正七)に刊行した『近世の日本』で、「近世」を定義して「今と云ふ時を起点として、それに近い時代を指す」とし、西洋・支那・日本それぞれ別に考えるものとした。そして「近世」を江戸時代⁽¹⁴⁾、明治以降を「最近世」とした。

この『近世の日本』の「近世」は前著『日本近世史』の「近世」とは全く異なるものである。したがってそれぞれの「近世」に対応する「最近世」も全く異なるものだということに注意しなくてはならない。

前著『日本近世史』の「近世」は西欧史モダンエイジの和訳語であったから、「最近世」もモダンエイジの最新部分という意味であった。すでに一八九六年(明治二九)に坪井九馬三『最近世史』⁽¹⁵⁾が刊行されていたのだから、『日本近世史』で内田がいった「最近世」は西洋史で使っていた用語なのであった。ところが『近世の日本』で内田が定義した「近世」は日本独自の前記のようなものだから、当然同書でいう「最近世」もそれに対応する日本独自の内容であることに注意しなければならぬ。すなわち『近世の日本』でいう「最近世」は、江戸時代をいう「近世」を基にした新しい江戸時代という意味であることに注意しなければならぬのである。

さて「近世」に異なる用法がいくつも重なっている中からまず脱出したのは(a)西欧史モダンエイジの和訳語であった。「近世」が「近代」とされたことであつた。柳父論文の(ウ)はこのことを示している。念のためことわっておくが、これは西欧史モダンエイジの和訳語が「近代」とされたというのであつて、日本史の明治以降が「近代」とよばれたのはもつと

後のことだから混同してはならない。

では日本史で明治以降を「近代」と呼ぶようになるのはいつごろからだろうか。この問題は今後研究が進められて解明されるのを期待したいのだが、どうやら日本史関係の書名で明治以降を「近代」としたものが現れてきて通用しはじめるのは、昭和に入ってからで、昭和十年代には一般化しはじめているようである。

明治に入って新政府のもとで社会経済分野の資料や歴史が公刊される中で、たとえば『明治財政史綱』（明治四四）とか『明治運輸史』（大正二）のように「明治」を冠した書名が明治・大正年間に多くみられたが、大正末年になると『明治大正農村経済の変遷』（大正一五）『明治大正財政史』（昭和二）のように「明治大正」となりはじめる。そして一九三〇年（昭和五）には大阪朝日新聞社から『明治大正史』が刊行されはじめている。

なお『岩波講座日本歴史』（昭和八年—十年）の論文題目では「明治」「明治時代」を冠するものが五編、ほかに「明治以後に於ける」が一編で、時代区分名称を冠したものはみられない。この「明治大正」は昭和十年代に入ってもみられたが、一方で昭和に入ると田保橋潔『近代日本外国関係史』・『近代日支鮮関係の研究』（ともに昭和五）や服部之総『近代日本外交史』（昭和八）など「近代」を冠する書名が見えはじめ、昭和十年代には一般化したよう¹⁶⁾で、日本史学史の大久保利謙『日本近代史学史』が刊行されたのも一九四〇年（昭和一五）であった。

このように書くと、「明治大正」と書いてきたのが昭和も加えると長くなるから「近代」とした、とみられるかもしれないが、そうではなく明治以降を江戸時代とは一線を画そうということが「近代」という名称になったのであった。といってもそれが明治以降を西欧史モダンエイジに比定すべ

きだという研究に裏付けされたわけでもないもので、ここでは江戸時代とは一線を画する世間の感覚が「近代」とよぶようになった、と解しておく。

遠藤元男編『日本社会経済史用語辞典』（朝倉書店 一九七二年）の「近代化」（執筆者は遠藤）の項で、明治末・大正初年の文芸関係書名で「近代」がつけられたものをいくつかあげたあと、昭和になって唯物史観の導入によって社会経済構成・文化段階の示す時代区分としての歴史的用語として「近代」が定着していったとして、遠藤自身が一九三九年（昭和一四）に書いた文を引用している。昭和当時の学界で活躍した人物がこのように「近代」の使われ方を記したのは、短文だが貴重なものである。

ところが一九四五五年の敗戦から後、なぜ日本はこのような道をたどったのかという反省から、明治以降の日本はとも西欧史モダンエイジの「近代」とはいえたものではないから、それを「近代」とよぶのはおかしいという議論が出されたことがある。がこれは西欧史三分法モダンエイジの和訳語「近代」と、前記の「明治大正」のあと「近代」と記した世間の感覚によるものを、混同した誤解から生じたことであった。これも「近世」に複数の用法が重複したのを打開するため「近代」が使われたことから生じたもので、原因は複数の用法が重複した「近世」にあるといえよう。

おわりにもう一つ。現在欧米の学界で日本の江戸時代を英訳して *early modern (in)Japan* としているが、この英訳は何を英訳したものであろうか。もしも、内田『近世の日本』の「近世」の定義によって英訳したものであるならば、はたしてそれが日本史学界における一般的理解のものといえる

であろうか。そこで内田は「今と云ふ時を起点として、それに近い時代を指す」として江戸時代をあげたのだが、それに基づいて内田が「最近世」とした用語が現在日本では全く使われていないのに、はたしてこの英訳でよいのか関係者のご意見をうかがいたいと思う。

註

- (1) 拙稿「江戸時代を「近世」ということ」(『日本歴史』七六九号 研究余録 二〇一二年)
- (2) 拙稿「特定主題の歴史変化時期を示す用語について」(『史人』四号 二〇一二年)。
- (3) 拙稿「中古文学ということ」(『史人』五号 二〇一三年)
- (4) 拙稿「軍人勅諭の「なかつよ」と「ちゆうせい」」(『日本歴史』七五一号 研究余録 二〇一〇年)
- (5) 石井進「日本近代史学史における「中世」の発見」(『月刊歴史』八号 一九六九年)。同論文は少し改稿されて『石井進著作集』六(岩波書店 二〇〇四年)に「日本史における「中世」の発見とその意義」として収録された。
- (6) 同書が刊行されてから二年後の一九二八年に坂本太郎『上代駅制の研究』が刊行され、ついで太田亮『日本上代に於ける社会組織の研究』(一九二九年)、津田左右吉『日本上代史研究』(一九三〇年)と次々に「上代」を冠する書名の研究書が出されはじめ、戦後になっても多くの律令制関係の書名に「上代」が冠されたが、この「上代」は、この平泉の著書の時代区分によったものである。
- (7) 『世界歴史大系』十三卷A(昭和十年八月刊)、同巻の序論は秋山謙蔵、第一篇から第三篇までの執筆者は秋山のほか福田富貴夫、

今井林太郎、藤木邦彦、遠藤元男、室月圭吾、大久保利謙、豊田武、下村富士男、徳田劔一、原平三、中村光、渡辺保、石村吉甫、熊谷宣夫、鈴木英輔である。

- (8) 註(3) 拙稿
- (9) 『本邦史学史論叢 下』(富山房 一九三九年)
- (10) 家永三郎『日本の近代史学』(日本評論社 一九五七年) 八五—八六頁
- (11) 関幸彦『武士の誕生』(講談社学術文庫 二〇一三年 原本は一九九九年に日本放送出版協会から刊行)。同書の終章「武士の発見」の中に「近代とは「中世」を「発見」した時代だったといえる」(二七六頁)とあるが、この「中世」の「発見」ということをはじめていったのは石井註(5) 論文によるものであった。石井は晩年に関が勤務する鶴見大学に勤務していて、研究上でも結ばれていたことがわかる。ここで「発見」といったのは内田より前に「中世」が史料上にみえたからであるが、そのようなものは時代区分の「中世」ではなかったのであって、内田の創始だったのである。このことについては註(4) 拙稿参照。
- (12) 「対談 日本の封建制・西洋の封建制 木村尚三郎・石井進」(『歴史公論』二巻七号 一九七六年)
- (13) 註(1) 拙稿参照。『日本近世史』の「緒論」冒頭の文に明らかである。
- (14) 『近世の日本』で内田が「近世」を江戸時代とした根拠は、(b) の江戸時代の別称として「近世」といわれていることであって、全く説明にもならないものである。
- (15) 小沢栄一『近代日本史学史の研究 明治編』(吉川弘文館 一九六八年) 六五—三頁。

(16) この「近代」が出現したころ、まだ「最近世」（『近世の日本』の定義による日本独自の内容）が使われており、たとえば『世界歴史大系』の日本史第三篇でも藤井甚太郎が国粹主義的「最近世」を記していた。日本史概説書でも戦後まもなく出されたものに「最近世」を使っていたのが、まもなく改訂版で「近代」に変えられた事例があった。

〔付記〕ここでは国文関係書名で「近代」を冠するものはとりあげなかった。たとえば藤岡作太郎（一九一〇年他界）の遺作「近代小説史」が一九一四年に刊行されたが、このような著者独自の称が多い国文学関係書名は今後の研究にまつことにしたいと思う。

大学院演習『小右記』講読担当者一覧①

演習日	担当条	担当者
二〇一〇年		二〇一〇年～二〇一三年
四月 九日	寛弘八年二月四日～二二日条	上吹越務
四月二三日	寛弘八年三月二日条	江間さやか
五月 七日	寛弘八年三月九日条	山本佳奈
五月一四日	寛弘八年三月一二日～二〇日条	平元克弥
五月二八日	寛弘八年三月二〇日～二四日条	安部弘敏
六月 四日	寛弘八年七月一日～三日条	平元克弥
六月一日	寛弘八年七月六日～七日条	尻池由佳
六月二五日	寛弘八年七月八日～九日条	安部弘敏

*七月は受講生のミニ研究発表

大学院演習『小右記』講読担当者一覧②

演習日	担当条	担当者
二〇一一年		二〇一〇年～二〇一三年
四月二二日	寛弘八年七月一四日～一六条	奥 忠直
五月 六日	寛弘八年七月一日～三日条	尻池由佳
五月一三日	寛弘八年七月一七日条	北川弘紀・湯木智也
五月一三日	寛弘八年七月一八日・一九日条	太田黒綾奈
五月二〇日	寛弘八年七月二〇日	江間さやか
五月二七日	寛弘八年七月二二日～二二日条	瀬戸口仁・門司尚之
六月 三日	寛弘八年七月二四日～二九日条	奥 忠直
六月一〇日	寛弘八年七月三〇日～八月一日条	包 黎明
六月一七日	寛弘八年八月二日条	尻池由佳
六月二四日	寛弘八年八月三日～六日条	北川弘紀・湯木智也
七月 一日	寛弘八年八月七日～一〇日条	奥 忠直
七月 八日	寛弘八年八月一日条	江間さやか・太田黒綾奈
七月一五日	寛弘八年八月一日条	瀬戸口仁・門司尚之
七月二二日	寛弘八年八月一日～二二日条	包 黎明
七月二九日	寛弘八年八月一三日～一六日条	奥 忠直